

総合計画特別委員会の設置に関する決議の一部を変更する決議

次のとおり、総合計画特別委員会の設置に関する決議（令和3年9月1日可決）の一部を変更するものです。

記

第3項を次のように改める。

3. 目的

- (1) 住民代表機関として、多様な民意を集約したうえで、第5次総合計画の総括とともに、次期総合計画に際し提言書を策定するため。
- (2) 次期総合計画の提案に対し、審査などを行うため。